

岩手大学知的財産ポリシー

目 次

1 使命

2 定義

3 目標

- (1) 知的財産の尊重
- (2) 知的財産の権利保護
- (3) 知的財産の活用による地域貢献
- (4) 知的財産の活用による研究資金等の獲得
- (5) 知的財産の活用による大学発ベンチャー等の新事業及び雇用の創出

4 推進体制

5 知的財産権の創出

- (1) インセンティブ（意欲刺激）の付与
- (2) 戦略的特許取得
- (3) 外部専門家との連携

6 技術移転

- (1) 基本方針
- (2) 知的財産権の実施許諾等と技術移転の形態
- (3) 研究成果有体物の取扱い
- (4) 発明者特別措置・大学発ベンチャー支援
- (5) 技術移転機関の活用
- (6) 侵害対策
- (7) 海外企業等への技術移転方針

7 職員等の役割

- (1) 研究支援・産学連携センター長の役割
- (2) 知的財産担当者の役割
- (3) 職員等の役割

8 利益相反マネジメント

9 学生の取扱い

10 見直しの実施

岩手大学知的財産ポリシー

1 使命

国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを目指すとともに、社会に開かれた大学として、教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目的とすることを理念としている。

また、学術機関に与えられている自由な発想に基づく革新的な研究開発活動の機会を、組織として戦略的に開拓し持続させるために、研究開発等の成果である知的財産の活用による研究活動等の継続発展可能な財政基盤の確立が求められている。

したがって、岩手大学が、社会発展という目標に向かって、地域の産業界、地方自治体、各種団体と共同で取り組む体制を整え、岩手大学の知的財産を社会に還元することを使命と位置付け、岩手大学が常に意識しなければならない研究開発等の成果である知的財産の保護と活用の方法について、岩手大学知的財産ポリシーとして内外に明示するものである。

2 定義

- (1) 本ポリシーにおける「知的財産」とは、岩手大学の職員等の知恵と工夫、そして努力の結果生み出された知的創作のうち、財産としての価値をもつものをいう。

具体的には、科学的発見や理論、アイデア、コンセプト、機械、器具、材料、物質、プログラム、データベース、著作物、ノウハウ、営業秘密、キャラクター、マーク及びデザイン等のうち岩手大学職務発明規則に基づき知的財産とされているもの、並びに岩手大学が権利を所有する商標をいう。

- (2) 「研究成果有体物等」とは、知的財産のうち研究の結果又は過程において作製等された有体物等（例えば、試薬、試料、実験動物、作物、菌株、遺伝子、細胞株、化学物質、試作品、実験装置及びこれらに関連する情報を記録した文書その他の媒体等）をいう。

- (3) 「職員等」とは、岩手大学の役員及び雇用関係にある職員（非常勤の者を含む。）並びに岩手大学において研究等を行うことを目的に所定の手続きを経て受入を許可された者（岩手大学共同研究取扱規則第2条第2項第1号に規定する外部機関等共同研究員を除く。）で、岩手大学職務発明規則の適用を受けることに同意した者をいう。

3 目標

(1) 知的財産の尊重

岩手大学として、職員等として、あるいは一個人としても、他人の知的財産権を尊重するとともに、いかなる場合であってもその権利を侵害する行為を行ってはならない。

(2) 知的財産の権利保護

ア 知的財産が、知的財産権として特許法等で保護できる対象と認められる場合、発明等を行った職員等は速やかに岩手大学に届け出を行うものとする。

岩手大学は、当該発明等につき権利帰属の判定をし、その判定の結果大学帰属とされた場合には、発明等の有用性、商業化可能性、社会的貢献性、利用可能な財源、費用対効果等の判断基準に基づき出願等すべきか否かの判断を行うものとする。

この場合において、出願すべきとの判断が出された場合には、岩手大学は、所轄官庁への手続きを速やかに行い、権利化に努めるものとする。

なお、上記知的財産がプログラムのソースコードやノウハウのように秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値があると認められる場合には、岩手大学は、嚴重なる秘匿をもって発明者又は創作者等に管理させなければならない。

イ 岩手大学は、研究成果を知的財産権化することにより、次のメリットを享受することができる。

知的財産権の活用で得た実施料の発明者及び研究室への還元並びに共同研究等をはじめとする研究資金の獲得により、研究者の意欲向上や更なる外部資金の相乗的な増額が可能となる。

成果物に対する産業界からの客観的な評価及び成果物の実用化を通じて新たな研究課題を見つけることが可能となり、それらの研究課題を職員等に還元することにより、次の知的財産創出の貴重な機会を得ることができる。

岩手大学の研究成果の実用化により、岩手大学の地域社会との連携が促進され、評価が高まる。

(3) 知的財産の活用による地域貢献

岩手大学は、教育研究活動によって得られた知的財産が積極的に地域社会へ還元されることが望まれていることから、次の活用策を講ずるものとし、職員等は、これら地域貢献方策について日々工夫改善を行い、より効果的な知的財産の地域社会還元サイクルの構築に務めなければならない。

ア 民間企業等に対しては、一般的な商習慣に則し、知的財産に基づいた技術指導、共同研究及び受託研究、セミナーの開催による人材育成、実施許諾契約、各種測定等基礎データの収集・提供、知的財産権の権利譲渡、プログラムの利用許諾販売や出版物等の販売などに努める。

イ 国及び地方自治体等に対しては、審議会等への学識経験者の派遣による政策研究や政策提言、各種研究会や各種委員会等への職員等の派遣などに努める。

ウ 地域住民等に対しては、生涯学習のための公開講座の提供などに努める。

(4) 知的財産の活用による研究資金等の獲得

知的財産の活用により産業界等から獲得した研究資金により、学術研究の活性化と高度化を図るとともに、人文社会分野、教育分野、基礎科学分野及び先端応用研究分野における学術振興のための効果的な措置を図るものとする。

(5) 知的財産の活用による大学発ベンチャー等の新産業及び雇用の創出

新産業創出による地域産業の活性化及び雇用の創出、拡大に向けて、大学発のベンチャー企業に大きな期待が寄せられていることから、岩手大学は、大学が所有する知的財産権について、大学発ベンチャーの企業活動力向上のため、各種実施権の設定又は権利譲渡等を行うよう努める。

また、職員等が兼業又は独立してベンチャーを起業する場合、岩手大学は、当該職員等の発明等で大学が継承し、権利化したものについては、優先的に各種実施権の設定又は譲渡等を行うよう努める。

これらにより、大学発ベンチャーの事業活動を活発化させ、雇用創出を図るも

のとする。

4 推進体制

岩手大学は、知的財産を包括的に有効活用するとともに、地域と連携した知的財産に関する拠点を形成することにより、新技術、新産業の創出を推進し、地域振興に貢献することを通じて、岩手大学の教育研究の活性化を図る知的創造サイクルを確立することを目的に、研究を担当する理事又は副学長（以下「担当副学長」という。）が、岩手大学における知的財産を総括するとともに、研究支援・産学連携センター（以下「センター」という。）において、知的財産の一元的な取扱いを行うことにより、より迅速で効果的な知的財産の創出、取得、管理、活用を行うものとする。

また、センターに、インキュベーション施設を備えることにより、大学発ベンチャーの創出・育成を促進するものとする。

5 知的財産権の創出

(1) インセンティブ（意欲刺激）の付与

岩手大学は、知的財産の創出により、更なる研究活動の推進や地域振興への貢献を促進することを目的に、以下に示すように、実施料収入の発明者個人への実施補償の充実及び研究室への研究費の還元によるインセンティブを付与するものとする。

ア 発明者には、知的財産権の行使により得た収入に基づき、別に定める実施補償金を支払う。ただし、ウに定める研究成果有体物等を他機関に提供することにより得た収入を除く。

イ アによる支払い後の残額については、それぞれ、発明者奨励金として発明者の研究費に3分の1、岩手大学の総合研究費に3分の1、センターの特許出願経費等に3分の1を配分する。

ウ 岩手大学に帰属する研究成果有体物等を他機関に提供することにより得た収入については、研究成果有体物等を作製した職員等の提供奨励金として当該職員等の研究費にその10分の9を配分する。

エ ウによる支払い後の残額を、センターの特許出願経費等に配分する。

(2) 戦略的特許取得

ア 基本特許又は網羅的な特許による、広くて強い特許を取得するためには、研究開発の初期の段階から戦略的に特許取得する必要があるが、限りある出願経費の範囲において価値のある知的財産権化を進めるため、市場性に照らして魅力のある発明等の権利化に努めることが重要である。

そのため、岩手大学は、実施許諾の申込の有無、研究開発テーマ及びその周辺における国内外の特許取得状況、技術動向及び市場ニーズを適時調査し、その研究テーマの産業界における位置付け、その方向性を把握しながら、権利化の要否及び権利化手段の判断を行う。

加えて、岩手大学は、国内優先権制度や米国仮出願制度等を積極的に活用し、出願から1年以内の間に改良された技術や周辺技術を含めた研究成果に最初の出願を含めた網羅的・包括的な権利取得に努める。

イ 同じ発明については、最先の出願人にのみ特許権が与えられることから、一刻も早い特許出願が必要である。このため、研究計画立案時、研究開発途中、学会発表での議論の時など、研究の何れの段階においても、絶えず現状の課題点を認識し、その課題の解決策を着想したならば直ちに知的財産担当者に相談し、又は出願関連書類を届けるよう努めるものとする。

ウ センターは発明者と相談を開始し、発明者から提出された発明届に基づき、論文公表日前に極力特許出願できるよう明細書を完成させるものとする。

なお、論文以外の外部公表においても、一旦公表(意図しない漏洩も含む)されたものは特許にならないことから、新規性喪失の例外規定(特許法第30条)の適用を受けるような状態になることを避けるため、当該手続きに準じ、その公表前に特許出願できるようにするものとする。

そのため、学会論文投稿又は学会発表前の出願が重要であることから、職員等は、知的財産権化の可能性があるとされる予稿又は論文を学会事務局に提出するときは、予め、知的財産担当者による知的財産権化の可能性の有無のためのチェックを受けるものとする。

その場合において、知的財産権化の指示を受けた職員等は、知的財産権の取得準備を速やかに行い、職務発明規則第4条に従い、発明届けを担当副学

長に提出するとともに、原則、遅くとも予稿又は論文提出時点までに、論文投稿先、学会発表日等を明示した出願関連資料を知的財産担当者に届ける必要がある。

エ 特許出願明細書は、技術情報としての側面に加え権利書としての役割を持つことから、職員等の研究成果を知的財産権としての確に保護する観点から、発明内容や当該技術の属する業界情報を熟知している発明者自身が、従来技術、可能な限り多数の実施例及び必要な図面等を記載した発明提案書（望ましくは明細書案）を作成し、これに基づき、センターは、広い権利範囲の特許を取得するよう明細書を完成させるものとする。

オ 技術移転を戦略的に進めるため、実用化のための共同研究を行う前に岩手大学側単独の特許出願をしておくことが重要であることから、可能な限り、事前出願を行うように努める。

カ 経済のグローバル化に伴い外国での権利取得の重要性が増していることから、発明評価会議の判断を参照しながら国内外出願を効果的に推進するものとする。

また、実施化の可能性の低い国内外の出願済み又は登録済みの権利の放棄又は処分についても同会議の判断を参照しながら効果的に対応するものとする。

キ 戦略的特許取得のため、研究者等を対象に研修や講習会を開催する。

(3) 外部専門家との連携

知的財産の係争・訴訟対策、経理処理など法務的な事項の課題解決のため、知的財産担当の顧問弁護士、弁理士、税理士及び公認会計士を置くことができる。

6 技術移転

(1) 基本方針

ア 岩手大学は、研究成果を積極的に地域の産業界等に技術移転するものとする。

イ 職員等は、技術移転を積極的に推進するよう努めるものとする。

ウ 岩手大学は、研究成果の産業界等への技術移転のために、共同研究、受託

研究、技術研修、技術指導等を活用し、知的財産権の実施を推進するものとする。

エ 岩手大学は、知的財産権に係る産業界等への提案活動や実施許諾等の契約業務を、自由度をもって効果的・効率的かつ機動的に行うものとする。

オ 岩手大学は、責務相反及び利益相反の軽減についてその対策方法を策定し、適宜、見直しを行うものとする。

(2) 知的財産権の実施許諾等と技術移転の形態

ア 岩手大学は、技術移転のために知的財産権の実施許諾及び譲渡を推進するものとする。

イ 岩手大学の知的財産権保護の姿勢及びその方法は、本ポリシーに基づき行うものとする。

ウ 岩手大学は、研究成果を知的財産権の独占的又は一部独占的な実施権の設定、非独占的な実施権の許諾、譲渡等及びその他の手段を効果的・効率的に活用し、技術移転を行うものとする。その場合、地域企業を優先した実施許諾等をすることに努め、かつ、公的機関としての立場から、機会の公平性、透明性を確保しなければならない。

(3) 研究成果有体物等の取扱い

岩手大学に帰属する研究成果有体物等の適正な管理を行い、もって外部機関との円滑な研究協力や岩手大学の研究推進を図るために、国立大学法人岩手大学研究成果有体物取扱規則を別に定め、これに従うものとする。

(4) 発明者特別措置・大学発ベンチャー支援

岩手大学は、発明者が退職又は兼業等により大学発ベンチャーとして岩手大学が所有する知的財産権の実施化を図ろうとするときは、優先的に当該発明を大学発ベンチャーに実施許諾することができるものとする。なお、岩手大学が権利保有するよりも大学発ベンチャーが当該知的財産を保有している方が事業化推進に有効であり、かつ岩手大学にとっても経済的メリットがあると担当副学長が判断した場合には、当該知的財産権の譲渡を行うことができるものとするが、可能な限り実施許諾による実施化に努めるものとする。この場合、岩手大学と当該発明者は、実施条件又は譲渡条件について、株式や新株予約権の取得に関する取引を含め、別途契約を締結するものとする。

また、岩手大学は、職員等がベンチャー企業の設立を岩手大学に申請し、岩手大学における大学発ベンチャーの認定に関する規則に基づき、当該企業を大学発ベンチャーとして認定したときは、施設設備の利用の優遇措置及び実施料の減額等の支援策を講じることができるものとする。

(5) 技術移転機関の活用

ア 岩手大学は、岩手大学の知的財産権に係る産業界等への提案活動及び実施許諾等の契約を効果的・効率的かつ機動的に行う技術移転機関として、承認 T L O その他国内外の技術移転機関と契約を取り交わした上で活用し、契約を取り交わした技術移転機関を、以下「指定技術移転機関」という。) 積極的な技術移転の業務を進めるものとする。

イ 指定技術移転機関は、岩手大学の知的財産権に係る提案活動のみならず、共同研究等の提案、企業との調整、職務発明等に関する事項を審議するための発明審査委員会の委員就任等をはじめ、各種技術移転契約の締結に向けた円滑な契約交渉を実施するものとする。

ウ 岩手大学は、指定技術移転機関に対し、岩手大学が取り扱う知的財産権について、発明等の案件毎又は包括的な契約により、専用実施権の設定、譲渡又は商業化提案権の付与等を行うものとする。

(6) 侵害対策

岩手大学は、技術移転を効果的に推進するため、岩手大学が所有する知的財産権の侵害に対して、実施許諾を受ける者又は共有者、知的財産関係顧問弁護士等及び指定技術移転機関等と連携して適切な対策を講じるものとする。

(7) 海外企業等への技術移転方針

国際社会発展への貢献のため、岩手大学の知的財産を海外企業等に技術移転する際の方針及び留意点等については別に定め、これに従うものとする。

7 職員等の役割

(1) 研究支援・産学連携センター長の役割

研究支援・産学連携センター長(以下「センター長」という。)は、研究成果の適正な技術移転及びその権利保護を常に意識し、職員等の管理監督に努める

ものとする。

(2) 知的財産担当者の役割

ア 知的財産担当者は、知的財産に関して外部との窓口になるほか、知的財産権の取得促進及び技術移転促進を図るため、職員等の知的財産創出に向けた意欲の高揚及び学内の情報セキュリティの確保に努めるものとする。

イ 知的財産担当者は、学内職員等と外部機関等との調整を行い、市場ニーズに合った知的財産権の取得促進及び原則地域優先の技術移転促進を図るものとする。

ウ 知的財産担当者は、弁理士等と連携をとり、広くて強い特許の取得促進を図るものとする。

エ 知的財産担当者は、知的財産権の活用及び技術移転に係る外部機関との契約交渉を行い、職員等の円滑な研究推進並びに岩手大学及び職員等への収益還元を図るものとする。

オ 知的財産担当者は、センター及び研究支援課の職員等があたる。

(3) 職員等の役割

ア 職員等は、情報セキュリティの確保に努め、岩手大学の知的財産が不透明な形で流出することを防止しなければならない。

イ 職員等は、技術移転に関する情報を開示しようとするときは、センター長又は知的財産担当者等に相談しなければならない。

ウ 職員等は、技術移転を進めようとするとき、次の対応を行わなければならない。

知的財産担当者又は指定技術移転機関の担当者にその職員等が有する研究成果の価値を十分に理解させること。

指定技術移転機関が技術移転活動用に作成した資料を精査すること。

職員等が有する研究成果に対して関心のありそうな企業等に関する情報を知的財産担当者及び指定技術移転機関担当者に提供すること。

実施許諾又は秘密情報開示等の契約を希望する企業等に対して、知的財産担当者及び指定技術移転機関の担当者とともに、その職員等が持つ研究成果の優位性や適用範囲について説明すること。

実施許諾又は秘密情報開示等の契約をしている企業等に対して、その当

該契約の範囲内の技術（ノウハウ等を含む）について説明すること。

8 利益相反マネジメント

岩手大学は、産学官連携の推進にあたり、不可避免的に生じ得る利益相反や責務相反の問題について、岩手大学及び職員等が、公正かつ効率的な実務を行っていく上で常に意識しなければならない姿勢と管理方法について利益相反マネジメントに関する方針及び留意点を別に定め、これに従うものとする。

9 学生の取扱い

- (1) 岩手大学は、学生の発明等を奨励するため、知的財産権に関する教育及び研究環境の整備に努めるものとする。
- (2) 岩手大学は、岩手大学と雇用関係のない学生が岩手大学における施設・設備等を利用してなされた発明等については、岩手大学に対して届出を要請するとともに、職員等に対する取扱いに準じた移転契約により知的財産権の取得に努めるものとする。

10 見直しの実施

国内外の経済情勢の変動や地域社会の変化、国の知的財産戦略の見直しなど、岩手大学の知的財産活動を取り巻く状況の変化に適切に対応するために、本知的財産ポリシーの見直しを適宜実施するものとする。

附 則

このポリシーは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

このポリシーは、平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日から施行する。

附 則

このポリシーは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このポリシーは、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

このポリシーは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。